

事業費補助金調査票(表)

補助金名	多面的機能支払交付金事業補助金
------	-----------------

担当課	経済部 農政課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	06	01	04	25 - 01
事業名	農地・水保全管理事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	国県補				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	73,031	千円
R4 予算額	73,031	千円
R3 決算額	71,375	千円
R2 決算額	74,082	千円
R1 決算額	69,481	千円
H30 決算額	60,014	千円
H29 決算額	53,562	千円

事業の趣旨・目的	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要綱及び多面的機能支払交付金実施要領に定める多面的機能支払交付金の事業に要する経費について、事業計画の認定を受けた農業者団体等に対して、予算の範囲内において交付することにより、農業・農村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発展を図る。</p>	補助対象者	<p>【補助対象者】</p> <p>地域住民等から構成される活動組織</p>										
開始年度	平成 19 年度		補助経費	<p>【補助対象経費】</p> <p>①農地維持支払交付金に要する経費 (農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等)</p> <p>②資源向上支払交付金に要する経費 (水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の長寿命化のための活動等)</p>									
根拠法令等	<p>(市) 成田市多面的機能支払交付金交付要綱</p> <p>(国) 多面的機能支払交付金交付要綱</p> <p>(県) 千葉県多面的機能支払交付金交付要綱</p>	補助率		<p>【補助率】</p> <p>【国県等の補助率】</p> <p>(10aあたりの単価)</p> <p>国:50%、県:25%、市:25%</p> <p>①田:3,000円、畑:2,000円</p> <p>②(共同活動)田:2,400円、畑:1,440円</p> <p>(長寿命化)田:4,400円、畑:2,000円 など</p> <p>(※活動内容に応じた補助単価の詳細な設定あり)</p>									
留意事項			<p>【近隣自治体の補助率】</p> <p>各市町が同一基準で実施</p>										
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	<p>成果指標: 活動組織数</p> <p>(単位:組織)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	令和3年度	28	令和2年度	29	令和元年度	27
	年度	数値											
	令和3年度	28											
	令和2年度	29											
	令和元年度	27											
		金額	件数			割合							
全体事業費	71,375	/	/										
うち市補助金	17,844	28	25.0%										
うち国補助	35,687	/	50.0%										
うち県補助	17,844	/	25.0%										
自己負担	0	/	0.0%										

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ウ. 地域の経済・産業の振興、雇用の促進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる、「元気な農林水産業を育むまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	農村の過疎化・高齢化・混住化等に伴い、農用地・農道・水路等の地域資源の保全が困難になっている昨今、保安全管理を図る地域共同の活動の支援は市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	はい	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	活動組織数 R1:27組織 R2:29組織 R3:28組織
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	毎年活動組織が増えることに比例し、着実に保安全管理活動を行う対象農用地や施設が増え、遊休農地の発生抑制や施設の機能低下の防止に寄与している。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
最終評価	維持継続		
所見	<p>本事業については、平成26年度7組織であった活動組織数が年々増加し、令和3年度においては28組織が活動を行っている。</p> <p>本交付金を通じて、地域資源の適切な保安全管理、農村の地域コミュニティの維持・強化、構造改革の後押し等地域農業への貢献など多様な分野にわたり効果が発現しており、総合計画の基本目標である「元気な農林水産業を育むまちづくり」を推進するにあたり、重要な事業である。</p> <p>今後も、本交付金を通じた地域の共同活動についてより効果的・効率的に実施されるよう、継続して支援を実施する。</p>		